

特別養護老人ホーム 小栗田の里 ・ あおりの里
(別紙2) 介護支援専門員意見書

記入日 平成 年 月 日

(新規 ・ 変更)

入所希望者氏名

1 本人の状況

要介護度	5	4	3	2・1
要介護度の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			

認知症による不適応行動	非常に多い	やや多い	少しあり	なし
-------------	-------	------	------	----

2 在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

3 主たる介護者・家族等の状況

世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他()
①主たる介護者の年齢・続柄	歳(続柄:)		
②介護者の障害・疾病	なし	あり() 介護は困難 ・ 多少は介護 ・ 介護は可能	
③介護者の就労	なし	あり(職種等) 8時間以上 高齢で就労不能 ・ 4~8時間 ・ 4時間未満	
④介護者の育児・家族の病気	なし	あり() 常時の育児看病 ・ 半日育児看病 ・ 臨時育児看病	
⑤他の同居介護補助者	あり(続柄:) ほとんどなし ・ 随時あり ・ 常時あり		
⑥別居血縁者の介護協力	あり(続柄:) ほとんどなし ・ 随時あり ・ 常時あり		

4 特記事項

(要介護1又は要介護2の方が申込む場合、日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由についても記入して下さい。)

--

作成者所属		担当者	印
-------	--	-----	---

※ 本人や家族の状況など変わったときは、意見書の再提出をお願いします。

作成上の留意事項については裏面です

【作成上の留意事項】

1 「認知症等による不適応行動」

認知症や知的障がい・精神障がい等により、認定調査における行動に関連する項目において

- ・夜間不眠や昼夜が逆転している。
- ・1人で外に出たがり目が離せない。
- ・火の始末や火元の管理ができない。
- ・ろう便行為等の不潔行為がある。
- ・異食行為がある。

に関する項目で「ある」または「ときどきある」が1つ以上ある場合で

- 「非常に多い」…………… 毎日ある場合
- 「やや多い」…………… 週に1～2回以上ある場合
- 「少しあり」…………… 月に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数/区分支給限度基準額単位数×100)

算定の期間については概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等

3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」…………… 介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」…………… 介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」…………… 介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

4 「⑤他の同居介護補助者」

「随時あり」…………… 週1～3日程度

「常時あり」…………… 週4日程度以上

を目安として判断する。なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5 「⑥別居血縁者の介護協力」

「随時あり」…………… 週1～3日程度

「常時あり」…………… 週4日程度以上

を目安として判断する。

※ 他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。なお、この場合における在宅サービス利用限度額割合の判断は、入院(所)前の状況や現在の申込者の心身の状況を勘案し、12点を限度に算定する。